

大阪府条例第百十五号

大阪府屋外広告物条例の一部を改正する条例

大阪府屋外広告物条例（昭和二十四年大阪府条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可区域)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 景観法第八条第二項の規定により景観行政団体(同法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)が定めた景観計画(以下「景観計画」という。)の区域(府が定めた景観計画の区域にあつては、これに隣接する区域を含む。)で、知事が指定するもの</p> <p>2 八 一 十二 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 一 四 (略)</p> <p>5 広告物又は掲出物件が、第五条第一項の規定により表示の方法が定められたことにより、同項の規定に抵触することとなった場合には、当該抵触することとなった日から一年六月の間(堅ろうな広告物等にあつては規則で定める期間)、<u>第三条第一項又は第十五条第二項の許可を受けている広告物又は掲出物件にあつては当該許可の期間</u>、なお従前の例による。</p> <p>6 広告物又は掲出物件が、<u>次条第一項第三号の規則で定める基準が定められたことにより、同号に該当しないこととなった場合には、当該基準が定められた日から一年六月の間(堅ろうな広告物等にあつては、規則で定める期間)</u>、なお従前の例による。</p> <p>7 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置し、その広告物の面積が七平方メートルを超えないもの(第三条第一項第七号に掲げる区域のうち知事が指定する区域に設置するものにあつては、規則で定める基準に適合するものに限る。)</p> <p>2 一 四 (略)</p> <p>2 一 五 (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第十三条 第三条、前条並びに第十五条第一項及び第二項の規定による許可の基準は、規則で定</p>	<p>(許可区域)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 景観法第八条第二項の規定により府が定めた同項に規定する景観計画の区域又はこれに隣接する区域で、知事が指定するもの</p> <p>2 八 一 十二 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 一 四 (略)</p> <p>5 広告物又は掲出物件が、第五条第一項の規定により表示の方法が定められたことにより、同項の規定に抵触することとなった場合には、当該抵触することとなった日から一年六月の間(堅ろうな広告物等にあつては、規則で定める期間) <u>なお従前の例による。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置し、その広告物の面積が七平方メートルを超えないもの</p> <p>2 一 四 (略)</p> <p>2 一 五 (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第十三条 第三条、第十二条並びに第十五条第一項及び第二項の規定による許可の基準は、規則</p>

める。

(屋外広告業の登録)

第二十二條 府の区域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域を除く。次

条第二項第二号及び第二十二條の七第二項第五号において同じ。）内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 | 6 (略)

で定める。

(屋外広告業の登録)

第二十二條 府の区域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域を除く。第二十二條の二第二項第二号及び第二十二條の七第二項第五号において同じ。）内において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 | 6 (略)

#### 附 則

この条例は、平成二十八年一月四日から施行する。